

那覇浄化センター 消化ガス発電設備整備事業
要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
1	4	2	6	—	—	図 2-1 事業スキーム図(イメージ)	当該図については、実施方針書の「図 2-1 県と事業者の関係性(企業グループを想定した場合)」と同様との認識であり、図名を実施方針書同様と読み替えて差し支えないか。	ご認識のとおりです。
2	5	3	2	4	(1)	【別紙2】	「表5 排出ガス基準(設計値)、窒素酸化物」の規制値において、大気汚染防止法におけるガス機関の規制値は「02:0%換算」となっていることから、修正をお願いしたい。	修正します。
3	16	4	2	2	—	図 4-1 設計対象範囲	同図において、消化ガス配管の分岐は、「ガスタンク」の予備座とイメージできるが、「【別紙6】 取り付け点の概要」機械設備に関する責任分界点の位置より分岐との認識で間違い無いか(温水配管も同様)。	図4-1は模式図であり、既設との取合いに関する責任分界点は【別紙6】を確認してください。
4	22	4	3	15	(1)	電子納品(各種電子納品要領等)	本項記載の「各種電子納品要領等」について、当該要領等を提供願います。	沖縄県ホームページ(CALS/EC、電子納品 電子納品に関する要領・基準)をご確認ください。 https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1013306/1013307.html
5	31	4	3	42	(1)	②	本項記載の「～消化ガス、重油(補助燃料として使用する場合)、汚水排水の受入れは無償とする。」について、試運転に際し主燃料を消化ガス、補助燃料として重油を使用するが、これらの燃料も「県からの無償提供」と読み替えて差し支えないか。	本施設の総合試運転及び性能試験にあたり、本施設の燃料としての消化ガス及び重油は無償提供とします。
6	31	4	3	42	(1)	③	本項記載の「燃料」は、上記の考えから、「事業者の負担対象外」との認識で間違い無いか。	上記5に該当しない燃料を事業者の負担とします。
7	23	4	3	16	—	情報共有システムについて	沖縄県が指定する情報共有システム(沖縄県CALSシステム)への登録について、登録完了の期日(目安)などあればご教示願います。	本事業の設計・建設工事契約の締結時に提示する予定です。
8	25	4	3	21	(1)	公共事業労務費調査に対する協力	「公共事業労務費調査等の対象工事となった場合～協力を行わなければならない」部分の対象工事に該当することが決定するのはいつ頃か。目安などあればご教示願います。また、これに関する詳細は、対象工事に該当したタイミングで通知されるとの認識で間違い無いか。	例年、9月～10月に対象工事の決定及び通知があります。詳細についてはご認識のとおりです。
9	5	3	3-2	3-2-1	—	事業実施場所	実施場所を図3-1に示されていますが、敷地境界線は図3-1の赤い枠線と考えてよろしいでしょうか。	図3-1は概略図のため、別紙に敷地境界を示した一般平面図を追加します。
10	9	3	3-3	3-3-1	—	消化ガス発電設備供用開始後の消化ガス量について	「消化ガス量は、将来における水量予測結果及び実績値を加味した固形物収支計算より推計したものである。」とあります。消化ガスの発生量が貴県推計値より下回り、維持管理期間中の消化ガス発電設備による発電電力量が確保できない状況が、実施方針【別紙1】リスク分担(案)に記載ありません。維持管理期間中、消化ガス発生量が想定より少ないことに起因する発電電力量が確保できない場合のリスク分担は貴県に負担して頂くという理解でよろしいでしょうか。	消化ガス発生量の減少に伴う発電電力量の減少については事業者への補償を求めません。
11	9	3	3-3	3-3-3	—	消化ガス圧力	消化ガス圧力は「約0.3MPa程度」とありますが、今回既設シロキサン除去装置と消化ガス圧縮装置は撤去されるという理解です。そのため既設の消化ガス圧縮装置の上流から消化ガスを取り合うことは可能でしょうか。その際の消化ガス圧力については、事業者による提案値としてよろしいでしょうか。	当面は既設シロキサン除去装置及びガス圧縮装置は継続使用するため、ガスタンク以降から分岐してください。
12	11	3	3-5	3-5-1	(1)	事業者の業務範囲	事業者の業務範囲に「既設建屋(旧管理センター棟)の撤去」とありますが、事業者がこの既設建屋の跡地を事業用地としない場合も、撤去は事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	既設建屋の跡地を事業用地としない場合、撤去は事業範囲に含まれないものとします。
13	13	3	3-10	3-10-1	—	履行達成計画書について	「事業者は、履行達成計画書を提出し、履行管理を行う。」とありますが、履行達成計画書を提出する時期は契約後に貴県と事業者の協議により決めるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	13	3	3-10	3-10-2	(2)	実施時期・内容 建設工事着手前	新規の建築物を施工しない場合は「建築基準法に規定された工事監理者」の選任・配置は不要という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	13	3	3-10	3-10-2	(3)	建設工事中	本事業の建設・工事中に実施予定の貴県工事等があれば、ご教示願います。	募集要項の公表時に提示する予定です。
16	15	4	4-1	4-1-2	(3)①	設計・建設に関する 一般事項、 環境保全	「①工事の施工に際し、掘削土砂及び排水量の抑制に努めること」とあります。未利用建屋を事業用地として使用する場合、この撤去の際に周辺および建屋内の排水有無についてご教示願います。	撤去の際の浸出水処理は法令等に基づき事業者にて対応してください。処理後の排水先に関しては、県の承諾を得て近傍の排出先へ排水するようにしてください。
17	16	4	4-2	4-2-2	—	対象施設	既存1～3号消化ガス発電設備の撤去は今回DB事業の対象外という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	16	4	4-2	4-2-2	—	号機表記について	「既設1～3号消化ガス発電設備は」、「4号消化ガス発電設備については、」と記載があります。一方、p5, p7では「No.4消化ガス発電設備」と記載があり、号機表記が、「No」、「号」で混用されています。更新後の消化ガス発電設備の号機表記は、事業者からの提案で決めることでよろしいでしょうか。	No.で統一します。本事業で整備する消化ガス発電設備のNo.表記は、設計・建設工事契約後の協議で決定します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
19	16	4	4-2	4-2-3	(1)②	消化ガス発電設備	「現行の買電契約電力の増加が生じないよう」と記載ありますが、現行の買電契約電力と契約形態をご教示ください。 特に契約形態について、貴浄化センターでは消化ガス発電電力を場内利用していることから、自家発補給電力契約を結ばれていると見做しますが、この契約形態・電力量について詳細契約内容をご教示願います。また、本事業開始後も本契約は発電機の容量に応じて契約量を変更し、契約形態は維持されるという理解でよろしいでしょうか。	現在の電気需給契約内容は以下のとおりです。 季節別時間帯別電力B 1,950kW 自家発補給電力B 230kW また本事業開始後の自家発補給電力契約についてはご認識のとおりです。
20	16	4	4-2	4-2-3	(1)③	消化ガス発電設備	「消化ガス発電施設から温水を回収し、既設の消化槽加温用温水配管に接続すること。接続箇所は、4-2-3項を参照のこと」と記載ありますが、接続箇所は別紙6取合い点の概要を参照すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	16	4	4-2	4-2-3	(1)③	施設要件	返還熱量の熱利用先は消化槽加温のみという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	17	4	4-2	4-2-3	(2)⑤	地下埋設物について	「施設設計にあたっては、事業者自らが敷地や地盤の状況や地下埋設物などの既存構造物を十分に調査・把握したうえで、安全かつ経済性に配慮した設計を行うこと。」とあります。一方、実施方針【別紙1】リスク分担(案)には、「30 要求水準等に記載のない土壌汚染、地下埋設物に関する事」は貴県負担となっております。 事業者が工事開始後に事業用地の土壌汚染や貴県開示資料にない地下埋設物を把握した場合は、貴県の負担で対処頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、県において対応の要否を精査の上、必要最低限の対処方法を選択することとします。
23	17	4	4-2	4-2-3	(2)⑤	地下埋設物について	質問No.22で想定される事態が発生した場合、消化ガス発電設備に関する工事工程や設備供用開始時期の見直しが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	17	4	4-2	4-2-3	(2)	事業用地及び未利用建屋の撤去等	未利用建屋を撤去する際は、施設設置に支障する範囲のみを撤去対象とし、支障しない地下部分は残置でよろしいでしょうか。	既設建屋の撤去にあたっては、建屋（地上部）は全て撤去してください。基礎等に関しては、撤去時に確認のうえ、事業者にて判断してください。
25	17	4	4-2	4-2-3	(2)②	事業用地及び未利用建屋の撤去等	未利用建屋の撤去検討のため、未利用建屋の建築図（特に立面図）および基礎図（基礎杭情報含む）をご提供願います。	既設建屋（旧管理センター棟）の建築図は添付資料として別紙に追加します。また、既設建屋の基礎に関する図面はありません。撤去時に事業者にて確認してください。
26	17	4	4-2	4-2-3	(3)	消化ガス発電設備	基礎構造について、杭基礎構造の場合と地盤改良工法の場合の2つの方法が記載されていますが、事業者が要求水準書のボーリングデータ等から判断して方法を選択するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者にて提案してください。
27	17	4	4-2	4-2-3	(4)	建屋及び構造条件	建屋を設置しない場合についても、耐水化対策及び浸水対策（津波による浸水1.0m以上2.0m未満）を考慮しなくてもよろしいでしょうか。	耐水化対策及び浸水対策は、要求しません。
28	19	4	4-2	4-2-4	(8)①	雨水排水・汚水排水	「①雨水は周辺への影響がないよう適切に処置すること。」とありますが、屋外に設置する施設においては、基礎に傾斜をつける等により雨水が滞留しないような適切な処置のもと、事業用地外に排出することで問題ないでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありませんが、雨水の排出先（排出方向）については設計時に県と協議のうえ決定して下さい。
29	21	4	4-3	4-3-7	(2)	環境対策	「第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、事業者は、「4-3-8 官公庁への手続き等」の(4)及び(6)の規定に従い対応しなければならない。」とありますが、4-3-8項に(4)及び(6)の規程が見当たりませんが、当該情報のご提供をお願いします。	誤記になりますので、当該文言を削除します。
30	26	4	4-3	4-3-25		配置予定技術者について	本事業で配置する現場代理人も主任技術者または監理技術者と同様、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間は工事現場への専任を要しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
31	28	4	4-3	4-3-34		技術者の配置	「建設業法の規定に基づき（中略）代表者は監理技術者を」と記されていますが、国土交通省建設業法総政策局発行『監理技術者制度運用マニュアルについて』二二二（2）共同企業体における監理技術者等の設置によると、共同企業体における監理技術者等の配置について、監理技術者等は必ずしも代表者から配置することを定められてはおりません。従いまして本工事におきましても構成員から監理技術者等を配置し、残る構成員から主任技術者を配置しても宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 要求水準書（案）の該当箇所を修正します。
32	31	4	4-3	4-3-42	(1)②	総合試運転及び性能確認	「総合試運転及び性能確認時に要する電力、上水は県の負担とし、消化ガス、重油（補助燃料として使用する場合）、汚水排水の受入は無償とする。」とありますが、試運転時の消化ガス発電電力は貴浄化センター系統に接続して問題ないという理解でよろしいでしょうか。	総合試運転及び性能確認は既設へ系統連係して実施してください。
33	32	5	5-1	5-1-3		維持管理期間	「事業者が実施する業務の期間は、15年間以上とする。」とあります。 実施方針p1事業期間には維持管理期間は15年間との記載があります。 これは維持管理期間は最低15年間で、15年間以上を事業者が提案することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
34	33	5	5-2	5-2-4	(3)	契約終了時の施設機能確認等	「主要な設備等が、設計図書に規定されている基本的な性能を満足していること。ただし、継続した運転管理に支障のない程度の軽度な性能劣化を除く。」とあります。 「継続した運転管理に支障のない程度の軽度な性能劣化」は、契約終了前に貴県と事業者の事前協議において双方合意の上で定めるという理解でよろしいでしょうか。	ただし書きについては削除します。
35	33	5	5-2	5-2-6		県内企業への優先発注について	県内企業を優先して使用する旨の記載がありますが、県内企業を使用することにより技術提案で評価されるのでしょうか。また、県内企業の定義をご教示ください。 (県内に本社または本店を置く企業、県内に営業所を置く企業、等)	技術提案の評価は、公募時に公表する優先交渉権者選定基準をご確認ください。また、県内企業は、県内に本社または本店を置く企業を指します。
36	33	5	5-2	5-2-6		県内企業への優先発注について	県内企業を優先的に使用することが技術提案で評価される場合、評価方式は定量評価を希望します。 「全体事業費の〇〇%以上を地元業者への発注を行った場合、評価点を満点とする」等	ご意見として承ります。
37	33	5	5-2	5-2-6		県内企業への優先発注について	「事業者は、維持管理業務において外注する場合、品質・価格などが適正である場合は、県内企業を優先して使用しなければならない。」とありますが、県内企業である構成員が維持管理業務を行う（外注しない）場合においても、外注と同様に評価していただけるという理解でよろしいでしょうか。	設計・建設又は維持管理業務の一部を県内企業へ外注する場合と同様に、構成員を県内企業とした場合も評価します。
38	別紙 3-1	1				ボーリング調査結果(R6-1、R6-2)	本施設設計にあたり基礎構造策定のため、R6-1とR6-2ボーリングデータの詳細の報告書(計算書)のご提供をお願いします。	添付資料として【別紙】に追加します。
39	別紙 3-1	1				未利用建屋杭	本施設設計にあたり基礎構造策定のため、未利用建屋の杭の設計書及び図面のご提供をお願いします。	既設建屋（旧管理センター棟）の基礎に関する図面はありません。撤去時に事業者にて確認してください。
40	別紙 3-5	2				アスベスト調査結果	未利用建屋のアスベスト調査結果の詳細報告書等のご提供をお願いします。	添付資料として【別紙】に追加します。